

物品売買契約書

売出人 秋田県玉川発電事務所長 天川谷 竜弥（以下「甲」という。）と買受人 ○○○○ ○○○○○ ○○○○○（以下「乙」という。）とは、次の条項により物品の売買契約を締結する。

（売買物品）

第1条 売買物品は、次のとおりとする。

玉川発電事務所 不用品売払い 1式

（売買代金）

第2条 物品の売買金額は、○○,○○○円（うち消費税及び地方消費税額○○○円）とする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年9月4日（金）から令和8年10月30日（金）までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、秋田県公営企業財務規程第○○条の規定による。

（代金の納入）

第5条 乙は、甲の発行する納入通知書により、納入期限までに代金を納入する。

（引き渡し、搬出期限）

第6条 甲は、売買代金の納入を確認したときは、次の場所において売買物品を引き渡す。乙は、その後すみやかに受領書を甲に提出するものとする。

仙北市田沢湖田沢地内ほか

- 2 売買物品は売買代金納入時の現状有姿とする。
- 3 一度引き渡された売買物品は、いかなる理由があっても返品、交換はできないものとする。
- 4 乙が売買代金を全額納入したとき、危険負担は乙に移転する。その後に発生した財産の破損、盗難および焼失などによる損害の負担は、乙が負うものとする。
- 5 搬出の費用は乙が負担する。
- 6 中古品として再販を行う場合は再販に係るすべての責は乙が負うものとする。なお、廃棄、再販にあたっては関係する法令を遵守し、適正に処理を行うものとする。

（履行遅延の場合における延滞違約金）

第7条 乙の責に帰すべき事由により契約期間内に対象物件の搬出が完了しない場合においては、甲は、延滞違約金の支払いを乙に請求することができる。

- 2 前項の延滞違約金は、第2条で定める売買金額につき、遅延日数に応じ年3.0%の割合で計算した額とする。ただし、計算して求めた額の総額が100円未満のものについてはこれを免除する。

(機密漏洩の禁止)

第8条 乙又は乙に関わる従業員は、本契約に基づき知り得た甲の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。なお、この契約期間終了後または解約後においても同様とする。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、本契約を解除することができる。この場合において、乙は契約解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(協議)

第10条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

(個人情報の保護)

第11条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(専属的合意管轄裁判所)

第12条 前条の協議によってもこの契約の履行に係る紛争が解決できない場合は、甲の所在地を管轄する裁判所で紛争を解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、両者記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 秋田県仙北市田沢湖田沢字鎧畑8-1
秋田県玉川発電事務所
所長 天川谷 竜弥 印

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○
○○○○○ ○○○○○ 印